

小規模事業場 労働衛生サポートサービス

Q：産業医の専任義務のない小規模事業場にも
医師のサポートを必要とする
労働衛生義務があるのをご存知ですか？

A：長時間労働・過重労働者への面接指導
健康診断の事後措置

必要な時に必要なサポートを

労働者数が50人未満の小規模事業場でも「長時間労働や過重労働者への医師による面接指導」の他「健康診断の事後措置」も義務付けられています。

専任の産業医がない中どう対応すればいいのか、労働衛生の知識をどうやって得ればいいのか・・・そうしたお悩みにお応えするのが、医療法人福命会の「スポット産業医」と「労働衛生に関する研修」による小規模事業場労働衛生サポートサービスです。

求められる自主的な取組

小規模事業場は、定期健康診断の結果報告義務・衛生委員会の設置義務・ストレスチェック実施義務などが免除され、産業医選任の義務もありません。そのため、「労働衛生」への理解や知識が不十分な中、大規模な事業場に比べ労働災害の発生率が高いというのが現状。

労働衛生は、義務が無いから不必要なのではなく、義務がないからこそ自主的に取り組むことが大切なのです。

必要な時、困った時にだけ産業医に相談できます



【スポット産業医】様々な産業医ニーズにお応えする関西初の取り組みです

健康診断実施後の措置 50,000円 / 1事業場(50人未満)
定期健康診断後の結果チェックと就業区分判定

過重労働面談 30,000円 / 1人あたり
1ヶ月の時間外労働が100時間を超える労働者に対する面談と意見書作成

復職面談 30,000円 / 1人あたり
メンタル不調を含む長期休業後の復職判定と意見書作成

高ストレス者に対する面接指導 30,000円 / 1人あたり
ストレスチェック実施後の高ストレス者に対する面談と意見書作成

【労働衛生に関する研修】

労働衛生に関する講義および質疑応答 90,000円 / 1回1時間